

平成29年11月27日

食品表示の適正化に向けた取組について

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法、景品表示法及び健康増進法の規定に基づき下記の取組を実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 基本方針

不適切な食品の表示に対しては、消費者庁が横断的に取締りを行いつつ、地方出先機関を有し、監視業務についてのノウハウを有する農林水産省及び財務省並びに都道府県・保健所等が相互に連携し、食品表示の関係法令の規定に基づき効果的・効率的な取締りの執行体制を確保しているところです。

このような体制の下、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末においては、次のとおり、食品表示の重点事項について、取締り等を行うこととしました。

2 年末一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところですが、例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します（別紙）。

（1）実施時期：平成29年12月1日から同月31日まで

（2）主な監視指導事項

- ア アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
- イ 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示
- ウ 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示
- エ 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示
- オ 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

3 表示の適正化等に向けた重点的な取組について

国及び都道府県等においては、食品表示の適正化を図るため、従来から食品

表示法や景品表示法等に基づく各種通知やガイドライン等により、監視指導を実施してきたところです。今般、特別用途食品として許可されていた一部の商品について、品質管理体制等に不備のある事例があったこと、特定原材料に準ずるアレルゲンを含む食品に関する表示の更なる普及が求められること、プエラリア・ミリフィカを原材料に含む健康食品について、容器包装への表示等による製品の安全性に関する情報提供が求められていること等を踏まえ、年末一斉取締りに当たっては、改めて、次のとおり監視指導及び啓発活動を実施します。

(1) 特別用途食品の監視指導の徹底について

特別用途食品に係る監視指導については、許可を受けた製品基準等の適正な表示を確保する観点から、「特別用途食品の表示許可等について」（平成28年3月31日消食表第221号）の「別添 特別用途食品表示許可基準並びに特別用途食品の取扱い及び指導要領」に基づき、特別用途食品を製造又は販売する事業者の品質管理体制の整備及び記録管理に係る監視指導を徹底する。

(2) 特定原材料に準ずるアレルゲンを含む食品に関する表示の啓発について

特定原材料に準ずるアレルゲンについては、「食品表示基準について」（平成27年3月消食表第139号消費者庁次長通知 最終改正平成29年9月1日）に基づき、可能な限り表示するよう事業者への指導を要請しているところ、**別添**の啓発パンフレットを活用するなどにより、関係事業者への更なる周知啓発を図る。

(3) プエラリア・ミリフィカを原材料に含む健康食品について

「プエラリア・ミリフィカを原材料に含む『健康食品』の取扱いについて」（平成29年9月22日付け薬生食基発0922第1号、薬生食監発0922第1号、消食表第457号）及び「プエラリア・ミリフィカを原材料に含む『健康食品』を製造・販売する食品等事業者について（監視指導）」（平成29年9月22日付け事務連絡）に基づき、プエラリア・ミリフィカを原材料に含む健康食品を販売している事業者に対し、容器包装への表示等による製品の安全性に関する情報提供の実施状況について監視指導を実施する。

本件に関する問合せ先
消費者庁表示対策課食品表示対策室
田中、西野
TEL：03(3507)8800（代表）
H P：http://www.caa.go.jp/

消表対第 1580 号

平成 29 年 11 月 14 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

平成 29 年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に
係る年末一斉取締りの実施について

食品等の表示に係る監視指導については、日頃から格別の御尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、例年のとおり、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品等の表示の適正を確保する観点から、全国一斉に標記取締りを実施していただくこととしていますので、下記に御留意の上、別添 1 の実施要領に基づき御協力をお願いします。

また、実施計画の策定に当たっては、平成 28 年度年末一斉取締り及び平成 29 年度夏期一斉取締りの結果を参考にするとともに、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に定める表示事項（食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号）第 5 条第 1 項に定める事項に係るものに限る。）が遵守されるよう監視指導をお願いします。

なお、別添 1 の実施要領は、年末一斉取締りに係る基本事項であることから、監視指導に当たっては、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づいて適宜事項を追加するとともに、景品表示法等の他法令に違反しているおそれのある表示を確認した際には、担当部署に情報提供するなど、引き続き適切な連携対応をお願いします。

おって、取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知ください。

記

1. 特別用途食品の監視指導の徹底について

特別用途食品に係る監視指導については、許可を受けた製品基準等の適正な表示を確保する観点から、「特別用途食品の表示許可等について」（平成 28 年 3 月 31 日消食表第 221 号）の「別添 特別用途食品表示許可基準並びに特別用途食品の取扱い及び指導要領」に基づき、特別用途食品を製造又は販売する事業者の品質管理体制の整備及び記録管理に係る監視指導を徹底すること。

なお、特別用途食品を製造又は販売する事業者の情報に関しては、消費者庁食品表示企画課から別途連絡するので参照されたい。

2. 特定原材料に準ずるアレルゲンを含む食品に関する表示の啓発について

特定原材料に準ずるアレルゲンについては、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知 最終改正平成 29 年 9 月 1 日）により、可能な限り表示するよう事業者への指導を要請しているところ、その対応に当たっては、別添 4 の啓発パンフレットを活用するなど、関係事業者への更なる周知啓発を図ること。

3. プエラリア・ミリフィカを原材料に含む健康食品について

「プエラリア・ミリフィカを原材料に含む『健康食品』の取扱いについて」（平成 29 年 9 月 22 日付け薬生食基発 0922 第 1 号、薬生食監発 0922 第 1 号、消食表第 457 号）及び「プエラリア・ミリフィカを原材料に含む『健康食品』を製造・販売する食品等事業者について（監視指導）」（平成 29 年 9 月 22 日付け事務連絡）により対応を依頼したとおり、プエラリア・ミリフィカを原材料に含む健康食品を販売している事業者に対し、容器包装への表示等による製品の安全性に関する情報提供の実施状況について監視指導を実施すること。

(※ 別添 1 及び別添 4 については、添付省略)

以上

消費者庁表示対策課食品表示対策室 担当：田中、西野 電話：03-3507-8800（代表） FAX：03-3507-9293 e-mail： g.shokuhytai@caa.go.jp

アレルギーを含む食品については、特定原材料に準ずる原材料についても、アレルギーを表示することを心掛けましょう。

表示が義務化されている7品目
卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに

表示が推奨されている20品目
いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、カシューナッツ、バナナ、やまいも、もも、りんご、さば、ごま、さけ、いか、鶏肉、ゼラチン、豚肉、オレンジ、牛肉、あわび、まつたけ

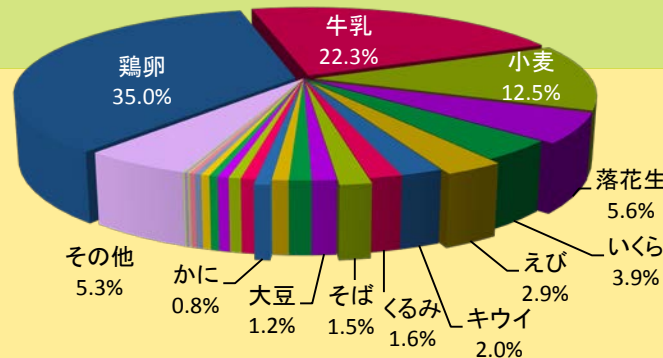
アレルギーを含む食品に関する表示については、重篤度・症例数の多い**7品目(特定原材料)**について、内閣府令により表示が義務付けられているほか、過去に一定の頻度で健康被害が見られた**20品目(特定原材料に準ずるもの)**については消費者庁次長通知により表示することが推奨されています。

アレルギーを含む食品の表示規制の概要

- 食物を摂取等した際、食物に含まれる原因物質(アレルギー:主としてたんぱく質)を異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすことがあります。これを食物アレルギーといいます。
- 特定のアレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康危害等の程度、頻度を考慮し、容器包装された加工食品へ特定原材料を含む旨の表示を義務付けています。

【主な食物アレルギーの症状】

軽い症状:かゆみ、じんましん、唇や臉の腫れ、嘔吐、喘鳴
重篤な症状:意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック



【食物アレルギーの実態調査】

出典:平成27年度食物アレルギーに関連する調査研究事業報告書

特定原材料等

特定原材料等の名称		表示が義務化又は推奨される理由	表示規制
内閣府令	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。	表示義務
消費者庁次長通知	いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、カシューナッツ、バナナ、やまいも、もも、りんご、さば、ごま、さけ、いか、鶏肉、ゼラチン、豚肉、オレンジ、牛肉、あわび、まつたけ	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。	表示を推奨

主なルール

【代替表記】

特定原材料等と具体的な表示方法が異なるが、特定原材料等の表示と同一のものであると認められるものにあつては、その表示をもって特定原材料等の表示に代えることができます。

例えば、「玉子」や「たまご」の表示をもって、「卵を含む」の表示を省略することができます。

【製造工程における混入(コンタミネーション)】

原材料として特定原材料等を使用していない食品を製造等する場合であっても、製造工程上の問題等によりコンタミネーションが発生することがあります。他の製品の特定原材料等が製造ライン上で混入しないよう十分に洗浄するなどの対策の実施を徹底することが原則となりますが、これらの対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合については、注意喚起表記を推奨しています。

例:「本品製造工場では〇〇(特定原材料等の名称)を含む製品を生産しています。」

【可能性表示の禁止】

「入っているかもしれない。」「入っている場合もあります。」といった可能性表示は認められていません。

表示例

(アレルギー表示は、原則、個別表示。例外として、一括表示も可。)

【個別に表示する場合】

原材料名:じゃがいも、にんじん、ハム(卵・豚肉を含む)、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、たんぱく加水分解物(牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)／調味料(アミノ酸等)

【一括して表示する場合】

原材料名:じゃがいも、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物／調味料(アミノ酸等)、(一部に卵・豚肉・大豆・牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)